

■ 建築士定期講習テキストの差替え資料

本補足資料は、テキスト 178 ページ (6) 耐震改修促進法による耐震化の促進 に関するものです。耐震改修促進法等の一部改正が行われ、平成 25 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、当該部分については以下のよう
に差替えとなります。

この差替え部分に下線はありません。

(6) 耐震改修促進法による耐震化の促進

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、新耐震基準(昭和 56 年)施行以前に建築された建築物に被害が集中しました。その被害の多くは古い木造建築物の倒壊であり、筋かいが多く配置されていた木造建築物は、倒壊を免れていたことなどから、その後建築される建築物については、従来に比べて地震(耐震)に対する対応がより意識されるようになりました。このことから、今後発生する可能性のある大地震に備えて、既存建築物の耐震診断および耐震補強を促すために、平成 7 年に耐震改修促進法が制定されました。

耐震改修促進法では、既存の公共建築物等を中心として耐震診断や耐震補強を進め、より耐震性の高いものにすることを目指しており、平成 25 年 11 月には不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等について、耐震診断の結果の報告が義務付けられるなどの改正が行われました。

NOTE

建築物の耐震化率

昭和 56 年の新耐震基準にもとづいて設計された建築物と、それ以前の建築物に補強工事をして一定の耐震性があると認められた建築物の数を、全体の建築物数で割った割合を耐震化率と表現しています。

文部科学省による公立小中学校施設の耐震化率は、88.9%(前年度 84.8%)となっています。(平成 25 年 4 月 1 日現在。福島県の一部は除く。)

1) 耐震改修促進法とは

耐震改修促進計画による耐震改修の推進

耐震改修促進法では、国土交通大臣は、耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針を定め公表します。都道府県は、この基本的な方針にもとづいて、都道府県耐震改修促進計画を定め公表し、学校施設などを中心とした公共建築物の耐震改修を進めることとしています。建築物の耐震化を加速するため、耐震改修促進法及び同法施行令等の改正が行われました。

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

耐震改修促進法では、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの、官公署等で都道府県が指定する公益上必要な建築物や地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の所有者に対し、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を所定の期限までに所管行政庁に報告する義務を課しています。また、報告を受けた所管行政庁は、その内容を公表しなければなりません。

耐震診断の努力義務化

耐震改修促進法では、多数の者が利用する建築物、危険物貯蔵場・処理場、地震により倒壊し道路を閉鎖させる建築物およびマンションを含む住宅や小規模建築物等の所有者に対し、当該建築物について耐震診断を行うよう努力義務を課しています。

(テキスト 179 ページ表 削除)

2) 耐震診断による耐震性能の判断(以下 省略)

以 上